

斐伊川水系河川整備アドバイザー会議 規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、斐伊川水系河川整備アドバイザー会議(以下、「会議」と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、「整備計画」)に基づき実施している事業の進捗状況や河川整備に関する新たな視点等に関して意見を聴く場として設置するものである。

2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。
4. 会議に、流域内地方自治体で構成するオブザーバーを置くことができる。
5. 整備計画を変更する場合は、流域内地方公共団体の意見を聴くものとする。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。
4. 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。

2. 委員の代理出席は、原則として認めない。
3. 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 整備計画の変更を伴う場合は原則会議を公開するものとし、公開方法については会議で定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成27年12月17日から施行する。

(改正)平成29年3月6日から施行する。

(改正)平成30年3月19日から施行する。

(改正)平成31年3月11日から施行する。

(改正)令和3年11月1日から施行する。

(改正)令和4年11月 日から施行する。

<別表>

<委員>

氏名	職名	専門分野
浅田 純作	松江工業高等専門学校 教授	災害社会学
飯野 公央	島根大学法文学部 教授	経済
石井 将幸	島根大学学術研究院 准教授	関係水利
伊藤 智子	島根大学医学部 教授	地域保健・福祉
角田 徳幸	島根県古代文化センター センター長	文化財
梶川 勇樹	鳥取大学工学部 准教授	河川工学
國井 秀伸	島根大学 名誉教授	環境（植物）
佐藤 仁志	（公財）日本野鳥の会 副会長	環境（鳥類）
清家 泰	島根大学 エスチュアリー研究センター 客員教授	環境（水質）
坪倉 菜水	コクーン設計舎代表	景観
中村 幹雄	元島根県内水面水産試験場長	環境（魚介類・ 関係漁業）
成相 和弘	松江市教育委員会 副教育長	教育
林 秀司	島根県立大学 理事・副学長	地域計画
裕見 吉晴	鳥取大学 工学部 特任教授	海岸工学
矢島 啓	島根大学 エスチュアリー研究センター 教授	河川工学

（敬称略 五十音順）

<オブザーバー>

氏 名	役職等
蒲原 潤一	鳥取県県土整備部長
五十川 泰史	島根県土木部長
隠岐 千佳良	米子市都市整備部長
灘 英樹	境港市建設部長
爲國 岳彦	松江市都市整備部長
北脇 正巳	出雲市都市建設部長
二岡 敦彦	安来市建設部長
小村 利之	雲南市建設部長
西村 健一	雲南市政策企画部長
松原 三美	奥出雲町建設課長
石原 耕司	奥出雲町まちづくり産業課長
藤原 清伸	飯南町まちづくり推進課長

(敬称略 全国地方公共団体コード順)